

滋賀県地域養護推進協議会 会則

(名称)

第 1 条 本会は、滋賀県地域養護推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条

協議会は、滋賀県下において、児童期から成人期に移行する中で、制度の壁をはじめ自立を阻む多様な障壁に直面している社会的養護を経験した若者等（以下「対象者」という。）に対し、福祉、就労、保健医療、教育、司法等の関係者及び県民等が共働して生活支援、就労支援、居場所づくり、見守り等を行うことによりその福祉の向上を図る取組（以下「地域養護」という。）を推進し、もって一人ひとりの尊厳が大切にされる人間的共感に根ざした共生社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域養護を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 地域養護に関係する団体等の相互の連絡及び事業の調整
- (3) 地域養護に関する政策提言
- (4) 地域養護に関する情報の収集と提供
- (5) 地域養護を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (6) 地域養護に関する普及啓発
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第 4 条 協議会の会員は、第 2 条に定める目的に賛同する団体等とする。

- 2 新たに会員となることを希望する団体等は、別に定める書式により事務局に申し出、会長の承認を受けなければならない。
- 3 会長は承認した会員を全体会議に報告するものとする。

(全体会議)

第 5 条 協議会は、すべての会員をもって構成する全体会議を、毎年少なくとも 1 回開催するものとする。

- 2 全体会議は会長が招集する。
- 3 全体会議は、協議会の運営及び事業、各会員の取組について、意見交換や課題共有等を行う。

(役員)

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 監査役 2 名以内

(役員の選出)

第 7 条 役員は会員の役職員の中から全体会議において選出する。

(役員の職務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 幹事は、会長を補佐するとともに、会長が命ずる常務を執行する。
- 3 幹事のうち会長が指名する者 1 名を代表幹事とし、第 10 条に規定する幹事会の業務を総理するとともに会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
- 4 監査役は、会長及び幹事の職務の執行を監査する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第 10 条 幹事は、幹事会を構成し、必要に応じて代表幹事が招集する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議・議決し、これを全体会議に報告する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業活動報告及び収支決算
 - (3) 事業計画の変更、収支決算の補正
 - (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 3 前項に定める幹事会の審議事項について、議決に加わることのできる幹事全員が書面にて同意の意思表示をしたときは、当該審議事項を可決する旨の幹事会の議決があったものとみなす。
- 4 代表幹事が必要と認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 幹事会においては、代表幹事が議長となる。ただし、代表幹事が欠席の場合は、代表幹事が指名する者が議長となる。
- 6 幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員の解任)

第 11 条 役員が次の各号に該当するときは、全体会議出席者の過半数の議決を経て、役員を解任することができる。

- (1) 心身の状態により職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(参与)

第 12 条 協議会に若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は幹事及び事務局員に対し必要な助言又は補助を行う。
- 3 参与は会長が指名する。

(個別会議)

第 13 条 個別会議は、会員の役職員のうち会長が必要と認める者で構成する。

- 2 個別会議は、随時開催し、対象者個別の支援又は特定の課題の解決等のために必要な協議調整を行う。
- 3 個別会議は、会長が招集する。
- 4 必要に応じ個別会議に会員以外の者を招請することができる。
- 5 個別会議の参加者は、会議で知り得た個人情報についての守秘義務が発生する。

(合同会議)

第 14 条 合同会議は、会員の役職員のうち、自立支援の実務担当で構成する。

- 2 合同会議は、定例で開催し、参加者の活動報告および情報共有を行うとともに、支援における課題の検討を行う。
- 3 合同会議は、会長が招集する。
- 4 合同会議の参加者は、個別ケースに関する事項等の守秘義務が発生する。

(事務局)

第 15 条 協議会は、事務局を草津市笠山 7 丁目 8-138 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会内に置く。

- 2 事務局に事務局員を置く。
- 3 協議会の運営は、幹事会の承認を得て事務局が行う。
- 4 事務局の運営に必要な事項は会長が別に定める。

(会計年度)

第 16 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 監査役は会計年度終了後、速やかに協議会の出納について監査を行い、その結果を幹事会に報告し、その承認を得なければならない。

(会則の変更)

第 17 条 この会則を変更しようとするときは、全体会議に出席したものの 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

(解散)

第 18 条 協議会は、全体会議の決議をもって解散する。

(その他)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、幹事会で協議し、会長が別に定める

附 則

この会則は、令和 3 年 3 月 26 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 7 月 31 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 8 月 5 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 5 月 15 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 8 年 8 月 21 日より施行する。